

八郎潟町毛筆ロゴ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八郎潟町毛筆ロゴ（以下「毛筆ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 毛筆ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長にあらかじめ毛筆ロゴ使用許可申請書（第1号様式）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 個人的または家庭内、その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他許可の手続きを必要としないと町長が認めた場合

(使用許可の基準)

第3条 町長は、前条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めたときは、当該使用を許可するものとする。

2 町長は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (5) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 町のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (7) 毛筆ロゴを町長が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (8) 品質、性能等に関して公共機関の認定が必要な申請人が使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) 社会通念上、許可することが不適切と認められる場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、町長が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の許可等)

第4条 町長は、前条の規定により許可することが適切と認めるときは、毛筆ロゴ使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、町長は、必要があると認める場合には、毛筆ロゴの使用法その他について、条件を付することができる。

2 毛筆ロゴの使用期間は、使用許可日から起算して1年間とする。ただし、町長が第3条第2項の規定に違反していないと認めた時は、自動的に1年の期間で更新されるものとする。

(使用の不許可)

第5条 町長は、第3条第2項の規定により申請を許可することが不適切と認めるときは、毛筆ロゴ使用申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(毛筆ロゴの使用料)

第6条 毛筆ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 毛筆ロゴの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 町長が定めた形等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに町長に提出すること。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更等)

第8条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、毛筆ロゴ使用変更許可申請書（第4号様式）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めるときは、毛筆ロゴ使用変更許可書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

3 前条の規定は、前項の許可に規定に準用するものとする。

(使用許可の取り消し)

第9条 町長は、使用者が毛筆ロゴを使用するに当たって、その使用方法が次の各号のい

れかに該当すると認めるときは、その許可を取り消すものとし、毛筆ロゴ使用許可取消書（様式第6号）により許可の取り消し理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

(1) 第3条第2項に該当し、又は第7条に違反していると認めるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 町長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収に係る費用その他の使用許可の取り消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 町は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。